

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|---|---|
| <p>1 審議会が「妥当」と答申
労働基準法など働き方改革関連法案</p> <p>2 特集1 何をすればいいのかわからない！？
「働き方改革」長時間労働の原因は何？</p> <p>4 特集2 自転車事故で約1億円の賠償命令
自転車通勤のルールはありますか？</p> | <p>6 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1,349社・計127億円の不払い残業代を遡及支払い ●受動喫煙対策、「全館禁煙」が最多 <p>7 人事労務の法律ミニ教室
内容を知らされていない就業規則は無効？</p> <p>8 ちょっと教えて！老齢年金
年金の保険料は何年払えばいい？</p> <p>8 労務ひとこと
電子タバコは禁煙エリアで吸ってもいい？</p> |
|---|---|

審議会が「妥当」と答申

労働基準法など働き方改革関連法案

労働政策審議会は9月15日、労働基準法など8つの法律からなる「働き方改革関連法案」について厚生労働大臣へ概ね妥当などとして答申しました。

「働き方改革」については平成27年の通常国会に労働基準法などの改正法案が提出され、これまでずっと継続審議となっていました。今回の法律案では、この内容を一部見直すとともに、「同一労働同一賃金」の法制化などが新たに追加されています（右参照）。

さらなる残業削減を

最も注目すべきなのは、時間外労働の上限規制です。これまで実質的に無制限だった時間外労働について、特別な事情がある場合でも、Ⓐ年720時

間以下、Ⓑ1ヶ月最大100時間未満、Ⓒ直近2～6ヶ月の各平均80時間以下（ⒷⒸは休日労働時間を含む）を上限とし、罰則も設けられています。

さらに現在、中小企業には適用猶予されている、月60時間超の時間外労働の割増率を「50%以上」とする規定が、中小企業にもいよいよ適用されることになります。

実施日までを準備期間に

現在の法案では実施予定日が平成31年4月（Ⓑは平成34年からなど一部段階的に実施）と示されています。しかし、衆議院の解散により法案の成立時期、実施時期は不透明となりました。

ただ、改正内容もほぼ明らかとなり、企業が準備すべき事項も見えてきたので、実施日までを準備期間として、残業削減などに取り組む必要があるでしょう。

働き方改革関連法案の概要

- ① 時間外労働の上限規制の罰則付き導入
- ② 月60時間超の割増賃金（50%以上）中小企業適用猶予の廃止
- ③ 年次有給休暇の年5日まで使用者からの時季指定義務
- ④ フレックスタイム制の清算期間を上限3ヶ月に拡大
- ⑤ 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
- ⑥ 「高度プロフェッショナル制度」の創設
- ⑦ 「同一労働同一賃金」法制化